

記載要領 3

費用明細書

都道府県番号

訪問看護ステーションコード

平成 年 月 分 0 8

Table with 8 columns: 1社・国, 2公費, 3後期, 4退職, 1単独, 2併, 3併, 2本人, 4六歳, 6家族, 8高齢1, 0高齢7

Table with 4 columns: 公費負担者番号①, 公費負担者番号②, 医療の受給者番号①, 医療の受給者番号②

Table with 2 columns: 保険者番号, 給付 10 9 8 7 ( )

Table with 1 column: 被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

Table with 2 columns: 氏名 (1男 2女 1明 2大 3昭 4平 生), 特記 (職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害)

訪問看護ステーションの住所及び名称

Table with 3 columns: 心身の状態, 訪問開始年月日, 訪問終了年月日時刻, 実日数, 保険公費①, 公費②

Table with 2 columns: 主たる傷病名, 訪問終了の状況 (1軽快 4死亡, 2施設 5その他, 3医療機関), 死亡時刻

Table with 2 columns: 指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日), 主治医の属する医療機関の名称, 主治医の氏名

Table with 2 columns: 基本療養費 (I) 及び (III) (公費分金額), 基本療養費 (II) (⑮ 保健師、看護師、作業療法士, ⑯ 延長時間加算)

Table with 2 columns: ⑩ 基本療養費 (I) 及び (III) (公費分金額), ⑪ 看護師等, ⑫ 24時間連絡体制加算, ⑬ 24時間対応体制加算, ⑭ 24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算, ⑮ 延長時間加算

Table with 2 columns: ⑯ 延長時間加算, ⑰ 緊急訪問看護加算, ⑱ 長時間訪問看護加算

Table with 2 columns: ⑲ 緊急訪問看護加算, ⑳ 管理療養費, ㉑ 24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算, ㉒ 重症者管理加算, ㉓ 退院時共同指導加算, ㉔ 退院支援指導加算, ㉕ 在宅患者連携指導加算, ㉖ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

Table with 2 columns: ㉗ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算, ㉘ 情報提供療養費

Table with 2 columns: ㉙ 後期高齢者終末期相談支援療養費, ㉚ 訪問看護ターミナル療養費

Table with 2 columns: 平成20年7月1日より算定が凍結中, 利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村、保健所、精神保健センター等に対して指定訪問看護に関する情報を提供した場合 月1回1,500円, 目的, 利用者死亡の月(死後)の情報提供は算定不可

指定訪問看護に特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣の定める状態にあるもの)に対して、訪問看護に関する計画的な管理を行い、かつ、月に4日以上以上の訪問を実施した場合に月1回算定可
注)上記訪問を行うにつき、利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制その他必要な体制が整備されていること(都道府県への届出が必要)
厚生労働大臣の定める状態にある者
①在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者 5,000円
②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者 2,500円
③ドレーンチューブを使用している者 2,500円
④人工肛門、人工膀胱を設置している者 2,500円
⑤在宅患者訪問点滴管理指導料を算定している者 2,500円
注)算定にあたっては、上記管理加算名を特記事項に記載
※介護保険で「特別管理加算」を算定している場合は算定不可

備考 1. この用紙は、日本工業規格 JIS S 5037 による。 2. ※印の欄は、記入しないこと。